

# 大胡城山道場 規約

## 第1条 (名称・設立)

1. 本団体(道場)の名称は、「大胡城山道場」(以下、本道場という)と称する。
2. 昭和42年4月大胡城跡武道場において勢多郡大胡町教育委員会指導の下、町内在住の剣道愛好者により設立した。

## 第2条 (目的)

本道場は、大胡地区公民館、大胡地区内小学校中学校、前橋市スポーツ少年団、群馬県剣道連盟前橋支部等の理念の下、剣道の稽古を主な活動とし関係諸団体による活動に積極的に参加協力し地域愛を育み、社会性を養い人間形成及び構成員相互の研鑽、親睦を目的とする。

## 第3条 (構成)

本道場は主に大胡地区を生活等の拠点とする満5歳以上の剣道愛好家、剣道修学希望者及び未成年者の保護者等をもって構成される。

1. 本道場の役員等は、構成員をもって選任する。
  - (1) 代表者：本道場の代表責任者であり、自宅に事務局を置く  
指導者より選任 (1名)
  - (2) 指導者：日本スポーツ協会指導者資格保有者、有識者(剣道有段者含む)  
技術指導、活動計画作成指導 (複数名)
  - (3) 渉外責任者：関係諸団体等の連絡調整、活動記録作成  
指導者保護者より選任 (各1名)
  - (4) 会計：本道場に関する収支会計等の金銭管理業務  
保護者より選任 (若干名)
  - (5) 監事：本道場に関する計画・運営・活動ならびに金銭管理業務の監査  
指導者、保護者より選任 (各1名)
  - (6) 小学生、中学生リーダー (必要により男女別) (各1名)
2. 役員等の任期は1年とし、再任は妨げない。

## 第4条 (入団(入門)・退団)

1. 本道場への入団(入門)は、定められた入団(入門)申込書(同意誓約書)の提出を持って該年度ごとに行い、スポーツ安全保険の契約を義務付ける。
2. 本道場を年度途中で退く場合、速やかに退団届(未成年者は保護者連名)を提出する。
3. 本道場の活動に著しく阻害となる行為(社会通念上相応しくない言動等)がある場合、役員等の協議により退団させることが出来る。

## 第5条 (活動日時・場所)

1. 本道場の活動は、月曜日・木曜日・土曜日の19時00分から21時00分まで、日曜日又は土曜日の08時30分から11時30分までとする。

2. 本道場の活動拠点は、大胡地区内運動施設等(小学校中学校体育館(武道場)・地区体育施設等)とする。
3. 活動時間は、1日に3時間以内を原則とし、祝祭日、警報等発令時には原則行わない。
4. 本道場の活動は 任意で有り、体調・学業・家庭等の事由により休むことが出来る。(連絡を必須とする。)

#### 第6条 (総 会)

本道場の総会は構成員全員が参加を原則とし、毎年度末月に実施する。ただし、必要がある場合は代表が臨時に総会を開催することが出来る。

1. 総会では以下の内容において審議承認を得る。
  - (1) 活動報告並びに会計報告
  - (2) 活動計画並びに予算案
  - (3) 規約の改正
  - (4) その他、審議事項(活動、運営費、備品購入、慶弔等)
2. 役員選任、小学生中学生リーダー選任(自主性を尊重)について
3. 本道場の運営年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。
4. 総会での決議は、主席者の過半数をもって成立する。

#### 第7条 (運営費)

本道場の運営に伴う経費は、構成員による団費及び大胡地区からの育成費をもってあてる。

1. 団費(年度毎)は、入団時に徴収し中途退団の場合は返金しないものとする。
2. 翌年度の団費(年度毎)は、総会時に審議承認を得る。
3. 臨時的活動等の事由により予算案以上に運営費の使用が発生した場合は臨時総会において審議承認を得る。
4. スポーツ安全保険加入費用は運営費から支払う。
  - (1) スポーツ安全保険に関しては、(公財)スポーツ安全協会において団体登録加入する。
  - (2) (公財)スポーツ安全協会スポーツ安全保険の保障額が不足の場合には別途個人にて加入。

#### 第8条 (その他)

1. 本道場の構成員は、関係諸団体等計画する講習会・研修会等に積極的に参加し識能の向上を図る。
2. 本規約に不記載事項が発生した場合は臨時総会において審議承認を得る。

#### 附 則

本改定は、令和7年4月1日より施行する。

昭和42年4月 日 制定・施行

昭和63年4月1日 全面改定

平成8年3月3日 一部改定

慶弔、傷害保険を追記

令和7年3月1日 全面改定